

申 請

平成 23 年 8 月 25 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人 殿

福島県知事
佐藤 雄平

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づき平成 23 年 7 月 19 日付指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 別紙の出荷・検査方針に基づき、全頭検査対象農家及び全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）が放射性物質についての検査を受け、暫定規制値以下となった肉を販売するためと畜場に出荷しようとする牛について、と畜場への出荷制限を解除すること。
- 2 全戸検査済み農家の飼養する牛について、県外への移動制限及びと畜場への出荷制限を解除すること。

(別紙)

出荷・検査方針

1 定義

(1) 「全頭検査対象農家」とは、

- ① 牛の飼養農家であって、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に所在するもの
- ② 牛の飼養農家であって、福島県が実施した飼養状況確認検査（緊急立入調査）等により適切な飼養管理が確認されなかったもの
- ③ その肉の放射性セシウムについての検査結果が暫定規制値（500 Bq/kg）を上回った牛の飼養農家をいう。

(2) 「全戸検査対象農家」とは、全頭検査対象農家以外の牛の飼養農家をいう。

(3) 「全戸検査済み農家」とは、全戸検査対象農家のうち、農家別検査により放射性セシウムについての検査結果が全て50 Bq/kg以下となり、かつ、その検査結果が得られた日から3ヵ月を超えていないものをいう。

(4) 「農家別検査」とは、農家別に（その飼養する牛の中に飼養管理状況の相違等により放射性物質による影響が異なると福島県の職員が認めた群がある場合にあっては、その群ごとに）福島県の職員が指定する1頭以上につき行う放射性物質についての検査をいう。

2 全頭検査対象農家

(1) 全頭検査対象農家の飼養する牛は、(2)による場合を除き、福島県食肉流通センター（以下「センター」という。）に出荷し、その全頭につき放射性物質についての検査を行うものとする。

(2) 全頭検査対象農家（既に(1)の検査が行われ、その放射性セシウムについての検査結果が全て500 Bq/kg以下となり、かつ、その検査結果が得られた日から3ヵ月を超えていないものに限る。）の飼養する牛は、他の地方自治体が4により全頭検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材の上福島県が全頭検査を行う場合には、福島県外のと畜場に出荷して差し支えないものとする。

3 全戸検査対象農家

(1) 全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）の飼養する牛は、センターに出荷し、農家別検査を行うものとする。

(2) 全戸検査済み農家の飼養する牛は、と畜場に出荷して差し支えない。ただし、次に掲げる牛については、センターに出荷し全頭検査を行うものとする。

- ① 汚染された稲わらを食べた牛であって、当該全戸検査済み農家に移動してきたもの
- ② 福島第一原子力発電所の20km圏内から事故後に移動してきたもの
- ③ 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域（事故後、区域設定までの間を含む。）からこれら区域外へ移動した牛であって、適切な飼養管理が確認されなかったもの

4 他の都道府県に所在すると畜場への出荷

(1) 福島県は、県内で飼養されている牛が福島県外のと畜場に出荷される場合には、当該と畜場を管轄する地方自治体に対し、事前に、牛の飼養農家、出荷の予定日、出荷先のと畜場、出荷の頭数及び出荷される牛の個体識別番号を通知する。また、福島県は、この通知に含まれていない牛がと畜場に搬入された場合には、その旨を福島県に通報するよう当該と畜場を管轄する地方自治体に要請する。

(2) (1) の場合において、全頭検査対象農家の飼養する牛が含まれる場合には、その牛の個体識別番号を明らかにした上で、その全頭につき放射性物質についての検査、と畜場における適正な管理、検査結果の通知等が行われるよう、当該と畜場を管轄する地方自治体に協力を要請する。

(3) 福島県は、(2) により要請する協力の内容について、予め包括的に当該と畜場を管轄する地方自治体と協議する。

5 出荷計画

(1) 福島県は、牛の飼養農家ごとに、次の事項を記録した台帳を作成するとともに変更の都度随時更新し、これにより牛の飼養農家及びその飼養する牛の管理を行う。

① 全頭検査対象農家、全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）又は全戸検査済み農家の別

② 3の(2)の①、②又は③に掲げる牛の飼養の有無及びその個体識別番号

(2) 出荷計画は、センターのと畜能力が限られていることを踏まえ、放射性物質についての検査が円滑に行われるよう、出荷の予定日ごとに、出荷すると畜場、出荷する牛の飼養農家、出荷する牛、検査の場所等について定める。

(3) 出荷計画案は、生産者団体等が作成し、福島県及び関係者から構成される「牛肉モニタリング体制構築推進ワーキングチーム」において、その作成する調整

方法等により検討し、確定する。

- (4) その際、センターのと畜能力及び福島県の検査能力並びに4により福島県外のと畜場に出荷される牛についての受入状況を勘案し、実施可能な出荷計画を定めるものとする。

6 センターにおける管理等

(1) センターにおける受入れ及び確認

センターは、受け入れる牛について、1頭ごとに出荷者を確認し、出荷計画と照合し、結果を県に報告する。

(2) 枝肉及び内臓等の保管・管理

- ① センターにおいては、放射性物質についての検査の対象となる牛とそれ以外の牛が確実に区分されるための措置（と畜順による管理、枝肉への表示等）を行う。
- ② 検査の試料採取は、と畜検査員が行う場合を除き、福島県職員又は福島県が特に指定した者が立ち会うこととする。
- ③ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、検査結果が判明するまでセンター内又は管理が確実にできるとして福島県が指定する場所で保管・管理を行う。
- ④ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、暫定規制値を上回った場合には、福島県職員又は福島県が特に指定した者が個体識別番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に流通させないこととする。また、暫定規制値以下であることを確認した後は、と畜場等からの持ち出し又は加工等を行うことができる。

(3) 検査結果通知書の発行

- ① 上記に従って放射性物質の検査を行い、暫定規制値以下であった牛の肉については、福島県が、検査結果通知書を発行する。
- ② 全戸検査済み農家に対しては、福島県が、有効期限を付して全戸検査済み農家であることを通知する。その際、3の(2)の①から③に掲げる牛を飼養する全戸検査済み農家に対する通知書には、当該農家がこれらの牛を飼養している旨及びこれらの牛の個体識別番号を記載するものとする。全戸検査済み農家は、通知書の写しを添付の上、センター又は4により受け入れ体制が整っている県外のと畜場への出荷を行う。

7 放射性物質についての検査結果が暫定規制値を上回った場合の対応

- (1) 検査結果が、暫定規制値を上回った牛に由来する肉等については、販売を認めず、廃棄する。

- (2) 暫定規制値を上回った牛を出荷した農家については、飼料や家畜の管理状況等について立入調査を行い、原因を究明し、再発防止を指導する。

8 牛の飼養農家への指導

(1) 指導体制の強化

福島県は、関係機関・団体等と連携の下、牛の飼養農家に対して、定期的に立入検査を実施し、適切な飼養管理（暫定許容値以下であると認められる飼料の給与、放射性物質により汚染されていないと認められる水の給与など、放射性物質の降下等による影響を避けられる飼養管理）が継続されるよう指導を行う。特に、1の(1)の①に掲げる区域においては、重点的に指導を行う。

その際、平成23年3月19日付け22消安第9976号、22生畜第2385号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知及び平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知に示された基準等が遵守されるよう指導を徹底する。

(2) 出荷・検査体制の周知徹底

福島県は、関係機関・団体等と連携の下、牛の飼養農家に対して、新たな出荷・検査体制の周知徹底を行い、適正な検査体制が整備・実施されるよう指導を行う。

(3) 情報の共有

福島県は、関係機関・団体等で連絡会議を設置し、情報の共有化と畜産農家への周知及び指導の徹底を図る。

また、福島県は、関係機関・団体等と連携の下、消費者・流通業者に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、市場に流通している牛肉は食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

9 適切な飼養管理体制を徹底するための措置

7月11日～8月6日にかけて実施した飼養状況確認検査（緊急立入調査）では、3,434戸の県内全ての牛の飼養農家を対象に、飼養状況や飼料等の管理状況についての聞き取りに加え、サーベイメーターを用いた飼料や水、敷料等の放射線量の測定を行った。その結果、3,291戸（全体の約96%）の牛の飼養農家においては適切な飼養管理が行われていたが、143戸（全体の約4%）の牛の飼養農家においては、飼養管理の不備が確認された。

これらを踏まえ、以下の措置を講ずることにより、適切な飼養管理の徹底を図る。

(1) 汚染稲わらの処分等

次の①から③の措置について福島県職員がその実施について責任をもって管理する。

- ① 暫定許容値を超える汚染稲わらについて、農家ごとに残量、放射線量測定結果、保管場所等を記載した「汚染稲わら適正管理確認票」を作成し、これに基づき、その処分までの間、福島県職員が定期的に適切な保管がなされていることを確認する。
- ② 汚染稲わらの利用停止と隔離を確実にを行うため、畜舎・住居から離れた場所において、スプレー等での着色、ブルーシート等による被覆、封印等を実施する。
- ③ 汚染稲わらについては、可能な限り速やかに処分することとし、福島県職員が処分されたことを確認の上、汚染稲わら適正管理確認票にその旨を記載する。

(2) 飼養状況確認検査の継続

福島県は、全頭検査対象農家については、と畜場への出荷の都度、全戸検査対象農家については、初回出荷時及びその後3か月ごとを目安として、定期的に飼養状況確認検査を実施し、適切な飼養管理を確認する。

(3) 飼養状況確認検査の内容

- ① 飼養状況や飼料等の管理状況についての聞き取りに加え、サーベイメーターを用いた飼料や水、敷料等の放射線量測定を行う。
- ② 飼養状況確認検査において、飼料や水、敷料等の放射線量が一定値を超えたものについては、試料のサンプリングを行い、放射性物質の検査を実施する。

(4) 検査結果に基づく指導等

- ① (3)の飼養状況確認検査において、飼養管理が適切であると認められた農家については飼養管理適正確認書を発行し、その検査の日から3ヵ月以内限り、2又は3によると畜場への出荷を認める。
- ② (3)の飼養状況確認検査において、飼養管理の不備が確認された農家については、管理の是正指導を行い、飼養管理の改善が確認されるまで2によると畜場への出荷を認めない。

(5) その他

- ① 福島県は、センターに対し、(4)の①の確認書の写しが提出されていない農家から出荷された牛のと畜を行わないよう指導を行う。
- ② 福島県は、牛の飼養農家に対し、と畜場へ出荷する全ての牛について、牛体の洗浄を行うよう指導する。